

不法行為賠償請求の時効

原発事故の特例法 成立



故意や過失により他人に損害を加える行為を不法行為といい、加害者は被害者に不法行為により生じた損害を賠償する責任を負います（民法709条）。たとえば暴力行為による傷害や自動車事故の場合がこれに当たります。

不法行為による損害賠償請求について「被害者又はその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも同様とする。」とされます（同724条）。

前段の3年が消滅時効の期間を定めたものであることは文言上明らかですが、後段の20年については除斥期間を定めたものと解されています。除斥期間とは、継続した事実状態を尊重するという時効の制度とは異なり、一定の権利関係が不安定な状態で続くのを避けるための制度です。時効の場合と違いその効力発生のために援用の意思表示は不要ですし、原則として権利者の意思や外的要因により期間の進行が中断したり、停止したりしないものとされ、不法行為の時から20年の除斥期間を経過すれば当然に損害賠償債権は消滅すると解されます。

原発事故の損害賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」という特別法がありますが、この法律には損害賠償請求の消滅時効について規定がないため、消滅時効に関して前述の民法の規定が適用されることになっていました。

しかし、東日本大震災における東京電力の原発事故は、各被害者に性質及び程度の異なる損害が同時に生じ、損害を確定し賠償を請求するまでに時間を要する場合もあることから、立法による対策が必要であると考えられ、昨年12月4日、原発事故による損害賠償請求権の消滅時効の特例を定める法律が成立しました。

この法律によれば、東日本大震災における東京電力の原発事故による損害については、民法724条前段の3年の時効期間が10年に延長されますので、東日本大震災が発生した平成23年3月11日から起算する場合でも、平成33年3月11日まで損害賠償請求をすることができることになります。また、同条後段の20年の除斥期間の起算時は不法行為の時ではなく損害が生じた時とされますので、現時点では発現していない損害が一定の期間を経てから現れたとしても、その時から20年間損害賠償請求をする機会が確保されることになります。